

令和6年度 第76回 関東高等学校ヨット大会
兼 第65回全国高等学校ヨット選手権大会予選

実 施 要 項
レース公示 (NOR)

1. 主 催 関東高等学校体育連盟 茨城県教育委員会
2. 主 管 関東高等学校体育連盟ヨット専門部 茨城県高等学校体育連盟
茨城県セーリング連盟
3. 後 援 (公財)茨城県スポーツ協会 土浦市 土浦市教育委員会
4. 期 日 (1) 開会式 令和6年6月7日(金) 16:00～
(2) 競 技 令和6年6月8日(土) ～ 6月9日(日)
(3) 閉会式 令和6年6月9日(日) 15:00～
5. 会 場 (1) 受付・計測・競技会場 ラクスマリーナ 土浦市川口2丁目13-6
(2) 開会式 ホテルマロウド筑波
(3) 閉会式 ラクスマリーナ
6. 競技種目 団体競技 男子コンバインド 女子コンバインド
男子420級 女子420級
個人競技 男子ILCA6級 女子ILCA6級
7. 引率・監督
 - (1) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
 - (2) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。なお、個人において引率責任者が複数校を引率する場合は、同一都道府県内に限るものとする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出ること。
 - (3) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入すること。ただし、各都県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。
 - (4) 同一校から2チーム以上出場する場合、複数チームの監督を兼ねることができる。
8. 参加資格
 - (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒は除く。
 - (2) 選手は、各都県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、当該競技専門部に登録し、本大会要項により参加資格を得た者に限る。ただし、各都県高体連に専門部が設置されてい

ない種目については、加盟校の生徒であることとする。

- (3) 令和6年度日本セーリング連盟会員登録を完了している者。
- (4) 2005年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (5) チーム編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒の混成は認めない。
- (6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる参加を認める。
- (7) 転入後6カ月未満の者の参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる) ただし、一家転住等の理由によりやむを得ない場合は各都県高等学校体育連盟会長の許可があればその限りではない。
- (8) 参加する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長および所属高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
- (9) 関東高等学校体育大会参加資格の特例
 - ア. 上記(1)および(2)に定める生徒以外で当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ. 上記(4)のただし書きについては、学年の区別を設けない課程に在籍する生徒の出場は、3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規定]

- 1 学校教育法第72条、115、124条及び134条の学校に在籍し、都県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア. 関東高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ. 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ. 各学校にあっては、都県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、関東大会への出場条件が満たされていること。
 - エ. 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア. 関東高等学校体育大会開催基準要項を厳守し、競技種目大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ. 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ．大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

9. 参加制限（外国人留学生の扱いは以下のとおりとする）

- （１）学校教育法第１条に規定する高等学校に卒業を目的として入学している生徒であること。
- （２）在籍校が各都県高等学校体育連盟に加盟していること。
- （３）2005 年 4 月 2 日以降に生まれたものとする。
- （４）短期留学生は除く。

10. 競技規則

- （１）大会は、2021-2024 セーリング競技規則（以下「規則」という）に定義された「規則」を適用する。
- （２）帆走指示書は、大会陸上本部にて、受付時に入手することができる。
- （３）競技規則付則（以下「付則」という）D は適用しない。
- （４）広告については、競技規則、WS 広告規程、国際 420 クラス規則および国際レーザークラス規則によるが、（公財）全国高等学校体育連盟「競技者及び指導者規程」がすべてに優先する。
- （５）規則 70.5（a）、（b）に基づき、プロテスト委員会の下した判決に関し、上告の権利を否認する。

11. 選手とのコミュニケーション

- （１）競技者への通告は、レース委員会により、指定された SNS アプリである LINE（以下「LINE」という）のオープンチャットで通告する。サイト等の不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b)を変更している。
- （２）競技者は、令和 6 年 6 月 5 日（水）17:00 までに「LINE」のオープンチャットへ登録すること。登録方法は、別途指示する。

12. 競技方法

- （１）各高等学校より 420 級には男女それぞれ 2 艇、ILCA6 級には男女それぞれ 2 艇までエントリーできる。420 級については 1 艇 4 名以内の選手登録とし、1 チームを構成する。チーム内でのレースごとのスキッパー、クルーの分担は任意である。ILCA6 級については、1 艇 1 名の選手登録とする。ただし、同一の選手が複数の種目・艇にまたがって登録することはできない。なお、参加申し込み締め切り以降の選手登録の変更は原則として認めない。
- （２）420 級、ILCA6 級それぞれ男女同時スタートとし 6 レースを行う。天候その他の事情によりすべてのレースを消化できなかった場合、本大会は 1 レースで大会は成立する。
- （３）1 日に行うレース数は最大 4 レースとする。

- (4) 得点方法は競技規則付則 A 4 による。ただし、成立したレースが 4 回以下の場合は、すべてのレースにおけるその艇の合計得点とし、成立したレースが 5 回以上の場合は、その艇の最も悪い得点を除外した合計得点とする。
- (5) コンバインド競技は学校対抗とし、男女それぞれ 420 級、ILCA6 級の最終順位に対する得点を与え、各校の上位 2 艇までの合計得点で決定する。「最終順位に対する得点」とは別表 1 のとおりとする。なお、得点はすべての参加艇に与える。同点の場合は、420 級、ILCA6 級のいずれかで最も良い順位を獲得した学校を上位とする。それでも順位が決まらない場合は、同位とする。

別表 1

	420 級	ILCA6 級
1 位	参加艇数の値	参加艇数の値に 0.7 を乗じた値
以下	1 位下がるごとに 1 点を減じた値	1 位下がるごとに 1 点を減じたのち 0.7 乗じた値

- (6) 使用する艇は、各学校の所有艇あるいは各学校の責任においてチャーターした艇でなければならない。
- (7) セールは各艇 1 組までとする。同一のセール番号を複数の艇に使用することはできない。またエントリー完了以降のセール番号の変更は認めない。
- (8) 帆走するコースは、帆走指示書で規定する。

13. 計 測

- (1) セール・艇・装備品等の計測を 6 月 7 日（金）10:00 より行う。計測の手順等は受付時に指示する。なお、計測時にはセールを乾燥させておかなければならない。
- (2) 計測はエントリー数のみ行い、予備艇や予備セールの事前計測は行わない。
- (3) 競技規則 78 および装備規則 A. 2 に留意し、計測証明書を持参すること。
- (4) 計測料は 1 艇（セール 1 組含む）につき、1,000 円とする。
- (5) 曳航ロープについて
- (a) 420 級については、420 クラス規則のとおりとする。
 - (b) ILCA6 級については、直径 6 mm 以上、長さ 5 m 以上の曳航ロープをバウアイに結びつけておかなければならない。

14. 参 加 料

420 級については 1 艇につき 20,000 円、ILCA6 級は 1 艇につき 3,000 円とする。参加申し込みとあわせて、5 月 24 日（金）までに下記振込先に振り込むこと。なお一旦納入された参加料は、大会の中止、あるいは参加者が出場を取り消した場合でも返金しない。振込手数料は参加校が負担すること。災害ややむを得ない事情により大会が中止となった場合は、必要経費を差し引いた金額を各チームに返金する。

15. 表 彰

- (1) 男女 420 級の 1 位に賞状および優勝杯（持ち回り）を授与し、2 位から 6 位に賞状を授与する。
- (2) 男女 ILCA6 級の 1 位に賞状および優勝杯（持ち回り）を授与し、2 位から 6 位に賞状を授与する。
- (3) 男女 420 級、ILCA6 級は下記のとおり令和 6 年度全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会への出場権を与える。なお、出場権を獲得したのちに、全国高校総体への出場を辞退する場合には、速やかに大会事務局に連絡しなければならない。また、全国高校総体参加申し込み期限までの間に、辞退が生じた場合は、上位から順次出場権の繰り上げを行う。
 - ・男子 420 級：1 位から 9 位まで ・男子 ILCA6 級：1 位から 6 位まで
 - ・女子 420 級：1 位から 4 位まで ・女子 ILCA6 級：1 位および 2 位
- (4) 男女コンバインド競技の 1 位の学校に賞状および優勝旗（持ち回り）を授与し、2 位および 3 位の学校には賞状を授与する。

16. 宿 泊

宿舎は開催地で斡旋する。宿泊代は 1 泊 2 食 13,200 円、昼食代は 1,000 円とする。
後日配付の「宿泊要項」により、斡旋旅行会社あてに申し込むこと。

17. 競技日程	6 月 7 日（金）	受 付	09:00～15:00
		計 測	10:00～
		開会式	16:00～
		監督主将会議	16:30～
	6 月 8 日（土）	ブリーフィング	08:30～（大会陸上本部前）
		最初のクラス スタート予告信号予定時刻	09:30
		引き続きレース	
	6 月 9 日（日）	ブリーフィング	08:30～
		最初のクラス スタート予告信号予定時刻	09:30
		引き続きレース	13:00 以降は予告信号を発しない。
		閉会式	15:30～

18. 参加申込

- (1) 参加申込書は各都県専門委員長から入手することができる。各学校の責任者は必要事項を入力した上で、下記のメールアドレスまで送信すること。あわせて、参加申込書を印刷し押印したものを各都県高等学校体育連盟会長を通じて下記あて郵送すること。また、参加料およびセール計測料については、下記振込先に振り込むこと。

締め切り 5月24日（金）※参加申込書の送信、郵送及び参加料振込
送付先 〒300-0051 茨城県土浦市真鍋 6-11-20 土浦工業高等学校内
茨城県高等学校体育連盟ヨット専門部 北田 健一
電 話：029-821-1953 F A X：029-822-6924
E-mail：kitada.kenichi@yellow.ibk.ed.jp
振込先 水戸信用金庫 阿見支店（店番号 055） 普通 3059463
茨城県高等学校体育連盟ヨット専門部 委員長 西村 祐司 関東大会事務局

- (2) 学校長は学校健康診断において異常がなく、またその後の活動にも異常がないと認めた上で参加申し込みをすること。
- (3) 外部指導者を監督とする場合は、障害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）の保険証券のコピーを参加申込書に添付すること。

※個人情報の取り扱いのに関して、大会参加申し込みをもって個人情報・肖像権の取り扱いについて了解を得たとみなします。大会参加に関して提供される個人情報は、本大会活動にのみ利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。詳しくは「関東高等学校体育大会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」をご参照ください。

19. 連絡事項

- (1) 競技中の疾病、障害などに対する応急処置は主催者が行うが、その後の責任は負わない。万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど万全の事故対策を講じておくこと。なお、参加者は健康保険証を持参すること。
- (2) 艇の搬入は原則として6月7日（金）9:00以降とし、搬出は6月10日（月）12:00までとする。それ以外はラクスマリーナに問合せの上利用する。
- (3) 事前練習について、主催者は一切の責任を負わない。また、開会式以降はレース委員会の指示無く出艇は認めない。
- (4) 各参加校が事前練習に際して支援艇を持ち込むことを認める。
- (5) レース日はレース艇以外の出艇を禁止する。ただし、レース委員会の判断により出艇の要請がある場合は除く。
- (6) ライフジャケット（個人用浮揚用具）を各自持参すること。個人用浮揚用具は、少なくともIS012402-5（Level 50）または同等な浮揚基準を満たさなければならない。ただし、膨張式救命胴衣の使用は禁止する。